

えーっ！ 野焼きって 犯罪なの？！

平成13年4月から、基準に従わない野外での廃棄物の焼却には**厳しい罰則**が適用されています。

野外焼却は、煙、すす、悪臭により周囲の人に**迷惑をかける**だけでなく、ダイオキシン類や塩化水素などの**有害物質発生の原因**となります。

罰則は・・・5年以下の懲役、1000万円以下の罰金、又はこの併科

他の罰則と比べると たとえば

スピード違反	6ヵ月以下の懲役又は10万円以下の罰金（道路交通法第118条第1項）
酒酔い運転	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金（道路交通法第117条の2第1項）
脅迫罪	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金（刑法第222条第1項）
贈賄罪	3年以下の懲役又は250万円以下の罰金（刑法第198条）

などよりも、**重い罪**になります。



野焼の例・・・このような焼却は違反です！

どのような焼却が許されるのか・・・

廃棄物については、一部の例外を除き、厳しい基準に従った焼却のみが許されます。基準については、裏面記載の問い合わせ先にお問い合わせください。

《ひとくちメモ》

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

（昭和四十五年十二月二十五日 法律第百三十七号）

（焼却禁止）

第十六条の二 何人も次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 一 一般廃棄物基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の処理
- 二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 三 公益上若しくは社会の習慣上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物

《ひとくちメモ》

○ダイオキシン類は

人工物質としては、最も強い毒性を持つとされています。ダイオキシン類にはいくつかの種類があり、毒性の最も強い2,3,7,8-TCDDは、サリンや青酸カリよりも毒性が強く、一度体内に取り込まれると脂肪に蓄積されやすく、分解や体外への排出速度が非常に遅いと言われています。また、奇形を引き起こしたり、ガン化を促進すると言われています。

しかし、現在のわが国の通常的环境汚染レベルでは危険ではありません。



野焼き Q & A

なぜ？ **Q.** 家庭のごみを簡易焼却炉で燃やしてもだめですか？

それは **A.** 罰則の対象となります。家庭のごみは石狩市の分別方法に従い、適切に分別して排出しましょう。

なぜ？ **Q.** どんど焼きや稲わら、もみ殻を燃やすのもだめですか？

それは **A.** 廃棄物の焼却は原則として処理基準に従う必要があります。風俗習慣、宗教上必要な焼却や、農林水産業を営むために必要な焼却など、一部罰則の規程から除かれていますが、この場合でも、周囲に迷惑がかからないよう十分注意し、必要最小限にとどめましょう。自分では燃やさないのが一番です。

なぜ？ **Q.** 事務所から出る弁当がらや紙くずなどごく少量のものを簡易焼却炉で燃やしてはだめですか？

それは **A.** 燃やす量にかかわらず罰則の対象となります。事業者の方は事業所から出るごみを自ら責任を持って、適切な業者に処理を委託してください。

なぜ？ **Q.** どのような焼却が認められるのですか？

それは **A.** 厳しい基準を満たす焼却施設を用いた焼却が認められますが、一般的にはかなり大がかりな装置となるため、家庭や小規模事務所への設置には向きません。また、一定規模以上の施設設置に際しては、事前に許可や届出が必要となります。



お問い合わせは・・・石狩市役所ごみ・リサイクル課へ

石狩市 環境市民部 ごみ・リサイクル課 TEL 0133-72-3126